

1 個人情報の定義について【現行条例第2条】

(1) 本市が保有する特定個人情報における「死者」の取り扱い

個人情報の定義について、番号法では生存者のみを対象としているが、現行条例では死者も対象としている。死者に関する情報が、番号法上の特定個人情報に該当しないことをもって現行条例上も保護の対象外とする合理性は認められないことから、本市が保有することとなる特定個人情報には死者を含め、生存者に準じた取り扱いを行うことが妥当である。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）において「特定個人情報」とは、「個人番号」を含む個人情報と定義され、地方公共団体に適用される個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）で規定される個人情報を指しており、生存者のみを対象としている。また、特定個人情報の一部に位置づけられる「情報提供等記録」は、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報が、どの機関の間でやりとりされたかに係る記録である。

番号法に基づき求められる特定個人情報の保護措置は、情報提供等記録を除く特定個人情報並びに情報提供等記録が対象となり、それぞれその保護の取り扱いに差異があるため、「神戸市個人情報保護条例」（以下「現行条例」という。）の改正にあたっては各々の定義を規定する必要があるものと考えられる。

現行条例では、死者に関する情報であっても、不適切な取り扱いにより死者の名誉を傷つけることも考えられるため個人情報の定義から除外していない。また、仮に、生死の別により特定個人情報を含む個人情報の管理・運用の取り扱いが異なることになれば、日常業務の円滑な遂行に支障をきたすものと考えられることから、本市が保有することとなる特定個人情報に死者を含めることが妥当である。

(2) 現行条例上の個人情報に該当しない特定個人情報の取り扱い

現行条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する情報」については、個人情報保護法制における特別法としての番号法が一般法たる現行条例に直接適用されることから、本市が保有することとなる特定個人情報の対象とすることが妥当である。

特定個人情報は、基本的には条例上の個人情報に該当するものの、現行条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する情報」もその対象に含まれる。

番号法は、個人情報保護法制における一般法としての現行条例に対する特別法と位置づけられ、同法の規定が直接及ぶことから、上記情報を本市が保有することとなる特定個人情報の対象とすることが妥当である。

なお、現行条例の改正にあたっては、個々の条文に規定する個人情報に、必要に

答申・部会(案)

応じ、「個人情報に該当しない特定個人情報を含む」旨のただし書きを加え、対象となる個人情報を条例上明確にすることが求められる。

「番号法」に規定する個人情報の定義

(定義)

第二条 (抜すい)

- 3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

「個人情報保護法」に規定する個人情報の定義

(定義)

第2条 (抜すい)

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「現行条例」に規定する個人情報の定義

(定義)

第2条 (抜すい)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別されうる当該個人をいう。

2 特定個人情報の保護のための措置について

(1) 目的外利用の制限（※情報提供等記録を除く）【現行条例第9条】

情報提供等記録を除く特定個人情報について目的外利用できる場合を規定する番号法第29条による行政機関個人情報保護法等の読替規定をふまえ、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする同法第31条の趣旨から、同法が定める場合のみとすることが妥当である。

答申・部会(案)

番号法第 29 条では、情報提供等記録を除く特定個人情報の保護のため、その目的外利用が許容される例外事由を、以下の①②のいずれかに該当する場合のみに限定し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、両法を総称して「行政機関個人情報保護法等」という。）における目的外利用に関する規定を読み替えている。

- ① 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難であるとき
- ② 激甚災害時等であって番号法第 9 条第 4 項に規定された要件をみたすとき

地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護については、番号法第 31 条において、地方公共団体は、番号法、行政機関個人情報保護法等の規定により国の行政機関が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（情報提供等記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものと規定されている。

現行条例の改正にあたっては、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用についても、番号法第 31 条の趣旨をふまえ、同法第 29 条が定める場合のみに限定することが妥当である。

【参考①】 特定個人情報を利用できる場合（※情報提供等記録を除く）】

目的内利用	① 番号法別表第 1 に記載された範囲（第 9 条 1 項）
	② 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務またはこれらに類する事務であつて、条例に規定された範囲（第 9 条 2 項）
	③ 上記①②の事務の処理のために、法令または条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲（第 9 条 3 項）
	④ 特定個人情報保護委員会による調査等、第 19 条 11 号から 14 号までに該当する範囲（第 9 条 5 項）
認められる目的外利用	① 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難であるとき
	② 激甚災害時等であつて、第 9 条 4 項に規定された要件を満たす範囲 ※ただし、地方公共団体において、所得税法第 225 条 1 項 1、2、4、5、6 号に該当する者がいる場合のみ

「番号法」に規定する地方公共団体における特定個人情報保護のための措置

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 情報提供等記録に係る目的外利用【現行条例第9条】

番号法第30条による行政機関個人情報保護法等の読替規定をふまえ、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする番号法第31条の趣旨から禁止することが妥当である。

地方公共団体は、情報照会者あるいは情報提供者として他の地方公共団体、行政機関等との間で、情報提供ネットワークシステムを介した情報の授受を、番号法第19条7号に規定する別表第2に記載された事務に関して行うこととなる。

その際に、「どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような情報が授受されたか」について、情報提供ネットワークシステムに「情報提供等記録」として自動的に保存されることとなる。

【情報提供等記録】

情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録（アクセス記録）。同システムを介した特定個人情報の授受について逐一記録を取得し、本人は不正な情報授受が行われていないか、開示請求やマイ・ポータルを通して確認することができる。

番号法第30条では、特定個人情報のうち情報提供等記録については目的外の利用がそもそも想定されないことから、行政機関個人情報保護法等への読替規定において目的外利用を一切禁止している。

現行条例の改正にあたっては、番号法第31条の趣旨をふまえ、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用についても同法第30条の規定に準じて禁止することが妥当である。

答申・部会(案)

「番号法」に規定する情報提供等記録（抜すい）

（情報提供等の記録）

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

(3) 提供の制限 【現行条例第9条】

特定個人情報を外部提供できる場合は番号法第19条に規定され、個人情報保護法制における一般法たる条例の特別法として番号法が直接適用されることから、現行条例の規定に拠らず同法が定める場合のみとすることが妥当である。

番号法では、特定個人情報を提供することができる場合を、番号法第19条に列挙された下記の場合のみに限定している。同条は、上記(1)の読替規定とは異なり番号法で新たに書きおこされた規定であり、個人情報保護法制における特別法として、一般法たる現行条例に直接適用されることから、現行条例にその旨を確認的に明記することが妥当である。

- ① 個人番号利用事務(※1) の処理に必要な限度（第19条1号）
- ② 個人番号関係事務(※2) の処理に必要な限度（同2号）
- ③ 本人による個人番号利用事務等実施者への提供（同3号）
- ④ 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供（同4号）
- ⑤ 委託、合併等に伴う事業承継（同5号）
- ⑥ 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合（同6号）
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムの使用（同7号）
- ⑧ 地方税法に基づく国税連携・地方税連携（同8号）
- ⑨ 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供（同9号）
- ⑩ 社債・株式等の振替制度における提供（同10号）
- ⑪ 特定個人情報保護委員会への提供（同11号）
- ⑫ 国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるとき（同12号）
- ⑬ 生命・身体・財産の保護（同13号）
- ⑭ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合（同14号）

※1：個人番号利用事務

社会保障・税・防災事務のうち番号法に基づき個人番号を利用することが認められ

答申・部会(案)

た事務 (参考①)「目的内利用」①、②に係る事務)

※2：個人番号関係事務

行政機関や民間事業者が職員・従業員から提示された個人番号を法定調書に記載して税務署へ提出する場合等、個人番号利用事務に関して、法令に基づき行われる他人の個人番号を利用する事務

「現行条例」に規定する個人情報の目的外利用・提供の制限

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)法令等に規定があるとき。
 - (2)本人の同意があるとき。
 - (3)個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(4) 特定個人情報に係る利用停止請求【現行条例第25条】

地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする番号法第31条の趣旨をふまえ、現行条例において、同法第29条による行政機関個人情報保護法等の読替規定に基づく利用停止請求事由の追加を行うことは妥当である。

また、番号法第30条による行政機関個人情報保護法等の読替規定に基づき、特定個人情報のうち情報提供等記録の利用停止請求を認めないことは妥当である。

個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の救済を図るため、開示を受けた個人情報（特定個人情報を含む）について、不適正な取り扱いがなされていると思料する場合には、本人による「利用停止請求」が認められている。

ア 利用訂正請求事由の追加 (※特定個人情報)

このうち情報提供等記録を除く特定個人情報については、番号法第29条において、番号法に違反する行為のうち特に不適正な下記の場合についても、利用停止請求が認められるよう行政機関個人情報保護法等における利用停止請求事由に関する規定を読み替えている。

① 利用制限に関する違反

(番号法第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第8条第1項・2項違反)

② 収集制限・保管制限に対する違反 (番号法第20条違反)

③ ファイル作成制限に関する違反 (番号法第28条違反)

④ 提供制限に関する違反 (番号法第19条違反)

答申・部会(案)

現行条例の改正にあたっては、番号法第 31 条の趣旨をふまえ、情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求に関して、同法第 29 条に準じて利用停止請求事由の追加を行うことが妥当である。

番号法読替後の「行政機関個人情報保護法」に関する規定する利用停止請求事由（抜すい）

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

番号法に基づく利用停止請求事由（抜すい）

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条

略 <要旨は上記 P.5 に記載>

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

イ 情報提供等記録の取り扱い

番号法第 30 条における行政機関等個人情報保護法への読替規定では、情報提供等記録に係る利用停止請求は適用除外となっている。

これは、①情報提供等の記録は情報提供ネットワークシステム上に自動的に保存され、適法でない取得がなされたり、目的外利用・提供禁止原則に違反して利用・提供されることが想定し難い。万が一、これらの事態が生じたとしても、②不正な情報連携を抑止し、適法な情報連携を情報提供ネットワークシステムにおいて安定的に実現するためには、情報提供等の記録を恒常的に確認可能な状態にしておき、不正な情報連携の有無、システムに支障を与える提供の有無を継続的にチェックする必要性が高いこと、③情報提供等の記録以外の特定個人情報については利用停止請求が認められ、④不正な情報連携を行った者に対しては、特定個人情報保護委員会による助言・指導・勧告・命令が行われることを考慮したた

めとされている。

現行条例の改正にあたっては、番号法第 31 条の趣旨をふまえ、情報提供等記録の利用停止請求を認めないとするのは妥当である。

「現行条例」に規定する個人情報の利用停止請求

(利用停止請求権)

第 25 条 開示決定等を受けた者は、開示決定等に係る自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第 7 条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の削除
- (2) 第 9 条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止
- (3) 第 9 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第 15 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(5) 「任意代理人による請求」【現行条例第 15 条】

特定個人情報の開示・訂正請求、情報等提供記録を除く特定個人情報に係る利用停止請求(以下、「請求」という。)については、番号法第 29 条・30 条による行政機関個人情報保護法等の読替規定をふまえ、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする同法第 31 条の趣旨から、本人の任意代理人による請求を認めることが妥当である。

<※以下、第 4 回制度審議部会 審議事項>

ア 特定個人情報に係る任意代理人による開示請求等

特定個人情報は、社会保障、税、災害対策の分野で用いられ、機微性が高い情報が多く、かつ大量に情報連携が行われることから、万が一、情報が不正確な場合、本人に多大な不利益を及ぼすおそれがあることへの国民の懸念も考えられる。

そこで国において、個人が簡単にウェブサイトを通して、個人番号カードを利用して情報提供等記録や自己の特定個人情報の閲覧等が行える「情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)」が新設される予定である。あわせて、インターネットへの接続や書面による請求も困難な方についても、特定個人情報への開示請求権等を容易に行使できることも求められる。

答申・部会(案)

個人番号が利用される社会保障・税分野の手続では一般的に、専門家である税理士や社会保険労務士等の代理人に手続を委任するケースも多いことが想定される。そのため、税理士等の本人の任意代理人による開示・訂正・利用停止請求(情報提供等記録に対する利用停止請求を除く)(以下「開示請求等」という。)を認めることが国民の利便性向上に資するとして、番号法第 29 条の行政機関個人情報保護法等の読替規定において、「任意代理人」による開示請求等を新たに可能としている。

現行条例における特定個人情報に係る開示請求等に際しても、番号法第 31 条の趣旨をふまえ、同法第 29 条及び第 30 条の規定に準じて本人の任意代理人による開示請求等を認めることが妥当である。

イ 特定個人情報を除く個人情報に係る任意代理人による開示請求等

現行条例における個人情報の開示・訂正・利用停止請求にあたっては、弁護士のみ本人の任意代理を認めている。また、弁護士に係る弁護士記章等による身分確認については、特段の根拠指定は存せず、運用にて行っているところである。

<※以下、第 4 回制度審議部会 審議事項>

当該請求が可能となる任意代理人の対象範囲の拡大については、……………。

「現行条例」等に規定する個人情報の開示請求等

【個人情報保護条例】

(開示請求権)

第 15 条 何人も、実施機関に対し、公文書等に記録されている自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第 18 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下単に「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

【神戸市個人情報保護条例 施行規則】

(開示請求)

第6条

2 条例第18条第2項に規定する規則で定める書類は、本人にあつては第1号から第3号までのいずれかに該当するものとし、法定代理人等にあつては第1号から第3号までのいずれかに該当するもの及び第4号に規定するものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 通常本人以外の者が所持していることがないと市長が認める書類

(4) 法定代理人にあつては戸籍の謄本その他の法定代理人であることを証明する書類、弁護士にあつては委任状

【神戸市個人情報保護条例 施行細則】

(規則第6条第2項第3号の規定による書類)

第15条 規則第6条第2項第3号の規定による書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

① 個人情報開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

② 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提出し、又は提示することができない場合にあつては、官公庁が発行する資格証明書等であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(6) 開示手数料の減免【現行条例第34条】

特定個人情報の開示請求にあたり、経済的困難その他特別の理由があるときは、番号法第29条・30条による行政機関個人情報保護法等の読替規定により、請求等にかし開示手数料は減額又は免除が可能である。

一方、現行条例では、開示手数料は無料としており、特定個人情報の開示請求に限定して、文書の写し等の交付に要する費用の減額や免除を行うことについては開示請求者の負担とするよう、現行規定を維持することが妥当である。

個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の個人情報不正に転々流通したり不正な取扱いがなされてないかとの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められる。

行政機関個人情報保護法等によると、開示請求者は、実費の範囲内の請求手数料を納めなければならない旨、規定されている。そこで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に倣い、行政機関等個人情報保護法等に係る番号法第29条及び第30条の読替規定において、経済的困難その他特別の理由があると認める

答申・部会(案)

ときは、政令で定めるところにより手数料の減額または免除を可能としている。

現行条例では、開示手数料は無料としており、対象文書の写し等の交付に要する費用として実費を請求者から徴収している。対象文書等は無料で閲覧が可能であり、既に配慮がなされているものと考えられることから、特定個人情報の開示請求に限定して当該交付に要する費用の減額や免除は行わず、現行規定を維持することが妥当である。

番号法施行令における開示手数料の免除（抜すい）

（特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除）

第三十三条 行政機関の長（行政機関個人情報保護法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次項において同じ。）は、法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、行政機関個人情報保護法第十三条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第一項の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

「現行条例」等に規定する個人情報の開示請求等に係る費用負担

【個人情報保護条例】

（費用の負担）

第 34 条 開示請求，訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は，無料とする。

2 第 20 条第 2 項又は第 3 項の規定により写しの交付を受ける者は，当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

【個人情報保護条例施行規則】

（交付に要する費用の負担）

第 13 条 条例第 34 条第 2 項に規定する交付に要する費用の負担は，当該交付を受ける前にしなければならない。

2 条例第 34 条第 2 項に規定する費用の額は，次の各号に掲げる交付の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書，図画又は写真についての写し(A3 判までの大きさのものに限る。)の交付 1 枚につき白黒のものにあつては 10 円，カラーのものにあつては 100 円

<※以下要旨>

(2) カセットテープ：1 巻につき 150 円

(3) ビデオカセットテープ：1 巻につき 200 円

(4) 上記以外の電磁的記録を出力した A3 版以下の用紙：1 枚につき 10 円

(5) 〃 フロッピーディスク：1 枚につき 30 円

(6) 〃 コンパクトディスク：1 枚につき 100 円

(7) 他の法令による開示の実施との調整規定の適用除外【現行条例第 35 条】

地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする番号法第 31 条の趣旨をふまえ、同法第 29 条及び第 30 条における行政機関個人情報保護法等の読替規定に準じて、現行条例においても、当該調整規定の適用除外とすることが妥当である。

行政機関個人情報保護法（第 25 条）等では、他の法令により開示が定められており、かつその開示の方法が行政機関個人情報保護法等による場合と同一である場合には、行政機関個人情報保護法等に基づく開示も並行して認める実益がないため、これを認めないこととしている。

一方、自己の特定個人情報については、マイ・ポータルを通して簡単に確認できるようになる。したがって、他の法令により開示が行われる場合であっても、マイ・ポータルによる開示の実施の方が、より国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。そのため、番号法では、他の法令により開示が行われる場合についても、マイ・ポータルによる開示を重ねて認めることとしている。

現行条例においても、他の制度との調整に係る規定を有していることから、番号法第 31 条の趣旨をふまえ、同法第 29 条及び第 30 条の規定に準じて、他の法令による開示との重複を認めることが妥当である。

「現行条例」に規定する他の制度の調整等

(他の制度との調整等)

第 35 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1)統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報
- (2)統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3)市立図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等(情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項について規定があるときは、その定めるところによる。

- (1)個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧
- (2)個人情報が記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付
- (3)個人情報の訂正

3 第 6 条、第 11 条第 1 項及び第 12 条(審議会に係る部分に限る。)並びに第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

(8) 情報提供等記録の開示・訂正時の移送を行わないこと【現行条例第 19 条の 2、第 24 条の 2】

地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする番号法第 31 条の趣旨から、同法第 30 条における行政機関個人情報保護法等の読替規定に基づき、現行条例においても、情報提供等記録の開示・訂正時の移送を行わないこととすることが妥当である。

情報提供等記録は、法定された情報提供者及び情報照会者間で所定の事務のために所定の特定個人情報が授受された記録であるため、不開示情報についても、典型的に定まっているものと考えられ、他の行政機関の長等における開示決定等のために移送を行う必要性が認められない。また、これに伴う手続きの遅延は、即時の開示等を期待する請求者の利益を著しく害するため、番号法ではこれを適用除外としている。

現行条例における情報提供等記録に係る開示・訂正請求に際しても、番号法第 31 条の趣旨をふまえ、同法第 30 条の規定に準じて、他の実施機関への移送を行わないとすることが妥当である。

「現行条例」に規定する事案の移送

(開示請求に係る事案の移送)

第 19 条の 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(訂正請求に係る事案の移送)

第 24 条の 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(9) 情報提供等記録の訂正の通知先【現行条例第 24 条】

地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする番号法第 31 条の趣旨をふまえ、同法第 30 条による行政機関個人情報保護法等の読替規定に基づき、現行条例においても情報提供等記録の訂正について、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者へ通知することは妥当である。

あわせて、現行条例における個人情報の訂正時には、当該個人情報の提供先に対し訂正を実施した旨を通知する規定を新たに設けることが妥当である。

行政機関個人情報保護法（第 35 条）等では、保有個人情報の訂正を実施した場合、必要と認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、訂正をした旨を通知しなければならない旨が規定されている。

特定個人情報についても同様の取扱いが求められるが、このうち情報提供等記録については、他機関から提供を受けるものではなく、どの機関で、どの特定個人情報がやりとりされたかを記録したものである。

したがって、仮に記録事項が誤っていた場合は、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及びその仲介を行う情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣との間で、訂正を実施した情報内容を共有するため通知を行う必要があるため、その旨を読み替えるものである。

現行条例においても、番号法第 31 条の趣旨をふまえ、同法第 30 条の規定に準じて、情報提供等記録の訂正にあたり、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者へ通知することは妥当である。

あわせて、特定個人情報を除く個人情報の訂正を実施した旨の通知先について、現行条例で規定する本人に加え、当該個人情報の提供先を新たに追加することが妥当である。

「現行条例」に規定する訂正の通知先

(訂正請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求書の提出があった日から起算して 30 日以内に、訂正請求に係る個人情報の訂正をするか否かの決定(以下「訂正決定等」という。)を行わなければならない。ただし、第 23 条第 3 項において準用する第 18 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)を行ったときは、速やかに、訂正を行った上、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

5 電子計算機処理について

(1) 電子計算機結合【現行条例第 12 条】

番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の提供に伴う電子計算機(オンライン)結合にあたり、現行条例では電子計算機結合を原則禁止しているが、法令等に規定があるときは電子計算機結合が可能となることから、現行規定は維持すべきである。

番号法第 21 条では、その目的の一つである行政運営の効率化および行政分野における公正な給付と負担の確保、手続の簡素化による国民負担の軽減等を実現するため、総務大臣は、適切な情報を迅速、正確かつ安全に連携を行う「情報提供ネットワークシステム」を設置することになっている。

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携による特定個人情報の提供を求められた場合において、総務大臣から特定個人情報の提供の求めがあった旨の通知を受けたときは、番号法第 22 条に基づき、情報照会者に対し、当該特定個人情報の提供が義務付けられている。

そのため、個人情報保護条例で電子計算機(オンライン)結合を規制している地方公共団体においても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されることになることから、番号法第 19 条で認められた特定個人情報の提供を可能とすることが求められる。

現行条例第 12 条では、実施機関以外のものとの間における電子計算機結合を原則禁止している。ただし、本件の場合、同条において準用する第 7 条第 3 項のただし書きの「法令等に規定があるとき」に該当することから、電子計算機結合は可能であり適切な内容となっている。また、情報が大量かつ瞬時に移動する電子計算機結合の処理特性を考慮すると個人の権利利益を保護する観点から、現行規定は維持すべきである。

番号法における情報提供ネットワークシステムに係る関係規定

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があったと認めるとき。

答申・部会(案)

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

(特定個人情報の提供の制限) ※抜すい

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

「現行条例」に規定する電子計算機結合の制限

(電子計算機の結合の制限)

第 12 条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第 7 条第 3 項ただし書の規定を準用する。

(収集の制限)

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 (略)

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 電子計算機処理の制限【現行条例第 11 条・第 12 条】

情報化技術の進展に伴い、番号法に係る制度運用をはじめとする行政サービスの提供に際し電子計算機処理は不可欠となっている。これら公益に資すると認められる情報化(コンピュータ)処理にあたっては、個人情報保護のための厳格な措置が、一層重要となると考えられることから、市民から信頼を得ながら電子計算機の積極的な利用を進めるためには、現行条例の規定は維持すべきである。

一方、電子計算機処理に係る個人情報保護審議会への諮問案件の増加が見込まれる中、電子計算機処理の内容・方法と個人情報の適正管理のための安全確保措置をとりまとめ、その類型化が可能な事務については包括的に諮問を行うなど、ひきつづき諮問事務の効率化に努められたい。

現行条例第 11 条では、本市が新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、神戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くこととなっている。また、電子計算機(オンライン)結合については、第 12 条で法令等に規定があるとき又は公益上特に必要があると審議会が特に認めるときを除き、原則として禁止している。これらの制限は、行政機関個人情報保護法とは異なり本市独自の規定となっている。

情報化技術の進展に伴い、市民サービスや行政効率の向上の観点から、番号法に係る事務をはじめとする行政サービスの提供に際して電子計算機処理は不可欠となっている。これら公益に資すると認められる情報化(コンピュータ)処理にあたっては、個人情報保護のための厳格な措置が、むしろ一層重要となると考えられることから、市民から信頼を得ながら電子計算機の積極的な利用を進めるためには、現行条例の規定は維持すべきである。

一方で、行政サービスの電子計算機処理が拡大し、審議会への諮問案件の増加が見込まれる中、諮問事務の遅滞による市民サービスの低下が生じることがあってはならない。そこで、電子計算機処理を行う業務の処理内容・方法と個人情報の適正管理のための安全確保措置をとりまとめ、その諮問内容の類型化が可能な事務については、審議会へ個別業務ごとの諮問によらず包括的に諮問を行うなど、ひきつづき諮問事務の迅速かつ円滑化に努める必要があると考えられる。

「現行条例」に規定する電子計算機結合の制限

(電子計算機処理の制限)

第 11 条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、第 7 条第 3 項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。